

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十二年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（西部建設事務所）

三 事務所の所在地

広島市南区比治山本町一六一―一二

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし